

保険者努力支援制度について

被保険者の健康づくり、医療費の適正化、国保財政の健全化等に向けた努力を行う都道府県及び市町村を、交付金により支援する国の制度で、「取組評価分」「事業費分」「事業費連動分」の3種類に分類されている。

1 取組評価分（資料5-2及び資料5-3を参照）

健康づくり、医療費適正化、財政健全化等に向けた取組を評価指標に基づき国が採点し、獲得点数に応じて交付される。

2 事業費分（資料5-4を参照）

市町村が被保険者の健康の保持増進や疾病予防などを目的に行う「国保ヘルスアップ事業」及び、県が市町村を支援するための「国保ヘルスアップ支援事業」について事業費の全額が交付される。

3 事業費連動分（資料5-4及び資料5-5を参照）

市町村が行う「国保ヘルスアップ事業」や県が行う「国保ヘルスアップ支援事業」について、事業の数や種類などの取組状況等について国が採点し、獲得点数に応じて交付される。

（制度の全体像のイメージ）

